黒羽版日本書紀の訓読上の特色について

杉 浦 克 己*1

A Study of Kundoku in Kurobaneban Nihonshoki

Katsumi Sugiura

ABSTRACT

Kurobaneban Nihonshoki is one of the printed texts of Nihonshoki, published in 1820 by Masunari Ozeki (1781–1845), the Lord of Kurobane. Kundoku—Japanized reading of Chinese texts— of this text is comparatively different from the other texts of Nihonshoki in terms of hendokuho—another Japanese way of reading— in regard to words, grammatical meanings, and other linguistical matters. Masunari Ozeki took into account not only the traditional reading of Nihonshoki which the Yoshidas had started in the Middle Ages but also recent studies in the Edo period such as Kokugaku and the Japanese translations of the Confucian scriptures, in order to compile this text.

はじめに

日本書紀は、我邦正史の第一として重視され、撰進直後の養老5年には早くもその講書が始まったとされている。奈良時代から平安時代頃までの書紀研究は、この後数次にわたって続けられた講書を主な舞台として、明経道、紀伝道の諸家を中心に進められた。その足跡は『日本書紀私記』の類や、諸写本に残る「江家点」「養老云」などと注されたいわゆる「古訓」などに間接的ながらみることができる。この時代の講書の主な目的は「拠って以て氏姓のことを明正ならしむ」(太田・昭和14年)というところにあったものと思われるが、この時代に、現代までつながる書紀訓読の基礎が確立された。

中世に入って、書紀研究は主に神道学の立場から吉田(ト部)家を中心に大きく進展した. その成果は本格的な書紀の注釈の鏑矢と言うべき『釋日本紀』や、多くの校訂本文の伝本、また近年特にその研究が盛んになってきたいわゆる『日本書紀抄』の類などにみる

^{*1)} 放送大学講師(人間の探究)

ことができる.これらは後の世にも大きな影響を与えてきた.特に吉田家伝来の本に基づいて成ったとされる『慶長勅版本』及びそれを整版した『寛文九年版本』が広く流布する所となったこととも併せ,現代に至るまで,本文,訓読共に吉田本系のそれが広く受け入れられてきている.

一般に書紀の訓読は伝統を守ろうとする傾向が強く、その訓読も撰進当時、あるいはそれと大きくは隔たらない時代のもの、つまりいわゆる「上代語」が多く残存するものと考えられてきた。確かに、現存する書紀の諸本の訓読から、語彙や語法などの面で「上代語」的な特色をみいだすことは容易であるが、その一方で、それ以後の時代の語彙や語法を反映したと考えざるを得ない部分も多くみられるのであって、書紀の訓読の持つこのような一種の歴史的な重層性を充分考慮する必要のあることは、多くの先学の指摘されてきたところである。

特に江戸時代にあっては、国学をはじめとする諸学の隆盛に伴って、書紀についても様々な方面からの研究が行われ、多くの校訂本文や訓読、注釈の類が生み出された.これらの中には、それまでの伝統から離れた、新しい考え方に基づくと思われる特色を持つものが多く存在する.この点については、先に杉浦・平成2年で、特に神代巻の訓読にみられる敬語表現を取り上げて、そのいくつかを紹介したが、その際中世の吉田本系の諸本と比較して、最も異なる性格を有する江戸時代の版本の一つであることが明らかとなった『黒羽版日本書紀』を改めて取り上げ、その訓読上の特色を再検討してみようとするのが本稿のねらいである.特に前稿では扱い得なかった敬語表現以外の事項についても考察の域を広げ、黒羽本の持つ特色をより明確にしてみたいと考えた次第である.

なお,以下の考察には、架蔵の天保14年の刊記を持つ16冊本を主に用いている.また比較の対象とした他の諸本については、稿末に一括して示した.

黒羽版日本書紀成立の背景

『黒羽版日本書紀』(以下「本書」と略記する)は下野国黒羽藩第14代藩主大関増業によって文政3年に刊行された日本書紀全30巻の付訓本であり、本文15冊からなる。初版は仁孝天皇に奉献され、文政5年に至って『文字錯乱備考』3巻1冊を付し、全16冊となった。後に幾たびか再刷されているが、大きな改版の跡はみられない。体裁は中本、四ツ目袋綴。表紙は現存するものの多くが丹色であるが、他に浅葱色など数種のものがある。本文は1面8行、1行18文字詰めで、「一書」部分は一段下げて記す。このような文字組みは『寛文九年版本』をはじめ江戸時代の書紀諸版本の多くに共通する。また、附巻扉に「括嚢館蔵版」の文字があるが、これは増業の号「括嚢齋」に由来するもので、増業による刊行物(一般に「黒羽版」と言われる)に広くみられるものである。

上梓の後広く流布するところとなったようで、明治に入ってからの、田中頼庸の『校訂日本紀』をはじめ、敷田年治の『標註日本紀』、飯田武郷の『日本書紀通釈』などにも重要な一本として取り上げられているが、その本文校訂や訓読に、他の本にはみられない多くの特色を有しており、書紀の受容や研究の流れを考える上で注目すべき点の多い一本と言える.

書紀全30巻の本文校訂と付訓は、本書の本文や『文字錯乱備考』にみられる綿密周到な態度からしても、それ自体多大の時日と労力を要するものであったろうが、これを藩の事業として企てた大関増業の意図は、水戸藩とその藩学彰考館における、『大日本史』の編纂をはじめとする諸事業に範を取り、以て藩内の文運の隆盛を図るというところにあったものと思われる。

増業は伊予国大須藩主加藤泰衡の末子として天明元年に生まれたが,文化8年,黒羽藩 第13代大関増陽の養子として入り,家督を相続することとなった.折りしも黒羽藩は度重 なる災禍と財政の逼迫よって窮地にあり,藩政の立て直しは増業の使命であったようであ る.増業は積極的に藩政の改革に取り組み,藩内の殖産興業に努めると共に,文武両道を 大いに奨励し,文政3年,藩学何陋館・練武園を創設して藩士子弟の訓育の場とした.増 業自身も学問を好み,白河楽翁に私淑して,政務の傍ら読書述作に励んだとされている. 特に我邦の皇道を明らめんとする意から国学,神道学を重視し,何陋館ではその方面も重 んぜられたようである.本書の編纂は,このような増業を中心に,後に何陋館の経営にあ たった人物が関与して行われたものであろうと思われる.

しかし、このような増業の学問好尚は藩士には受け入れられず、むしろ藩の財政窮乏の 折の無謀な浪費と目されて、増業は安政6年(同7年とも)隠居を余儀なくされ、何陋館 も同時に廃止となる。何陋館関係の史料については現在ほとんどが散逸し、確実な史料は あまり豊富ではない。何陋館自体の創設の年次さえ正確な裏付けは無く、間接的に文政3 年と推定されているのが現状である。その後については、第16代増昭が同藩菩提寺である 黒羽山久遠院大雄寺に学問所を再興し、何陋館関係の蔵書・文書等には同寺に預かりとなったとも、第17代増徳(後に増武と改む)が何陋館跡地に新たな藩学作新館を創設し、引 き継ぐこととなったとも言われている。維新の後、大雄寺所蔵の黒羽藩関係文書は新制黒 羽県の所管となったとされているが、その詳細は明らかではなく、この間大雄寺も幾たび かの災禍に見舞われ、黒羽県は宇都宮県からさらに栃木県への統合編入され、たびたび文 書の所管が変わるなどのこともあったようで、その一部が散逸するの止む無きに至ったの であろう。

従って本書の編纂事業の実際を知り得る史料も、また何陋館自体が実際どの程度機能したのかを知る得る史料も、ほとんど残っていない。わずかに何陋館設立当初、国学は豊後の国学者戸高孝盛なる人物を招いて、また漢学は藩の侍医田中修平と家中の大沼助兵衛に講ぜしめたことが同藩家老滝田家の文書などによって知られるのみである。

また増業は敬神の念が篤く、文化13年大坂城番を勤めた際、河内国丹南郡の丹比神社の分霊を求め、これを大関家歴代の祖霊と合祀し、領内に鎮国神社を創建するなど、藩内での神道信仰の保護育成に力を注いでいる。また、本書巻第三十末の跋文では「丹治比真人」と自称するなど、自らの信仰の面でも積極的であった。

特にこの点では、烏伝神道及びその創始者賀茂規清との関係が重要と思われる。増業は 規清に師事して烏伝神道を修め、規清の著『烏伝神道大意』(天保11年跋)を代わって刊 行するなど、その熱心な信奉者であったようである。烏伝神道は、「神道教」とも称し、 陽明学、禅学の思想を積極的に取り入れ、特に一般の日常生活と神との関わりを重視する と共に、理想郷としての神代を標榜して尊皇の傾向が強く、当時の時流に乗って民衆神道 として教線を延ばしつつあった.後の増業の事跡からみても、規清のこのような思想が与えた影響は大きいと思われる.

賀茂(梅辻)規清は上賀茂社人の出であるが、同社の神道説を受け継ぐのみならず、むしろ積極的に諸学を修め、諸国を遍歴すること12年余、思う所あって自ら烏伝神道を興したとされる。後に江戸に出て、当時幕府の保護のもとにあった神道諸家の説に公然と異を唱えたことにより、幕府神道方吉川家の咎を受け、八丈に配流となってなって同地に没したというその生涯からも、規清の神道説の一端をうかがうことができる。述作も多く、日本書紀については『神代巻烏伝』『日本書紀常世長鳴鳥』の著作があることが知られている。両書とも書紀本文の解釈とそれに基づく自家の神道説を述べたものであり、書紀本文を積極的に訂し、解釈面でも伝統的なそれによらない、独自の考えを打ち出そうとした跡もみえ、そのような規清の考えが、本書の編纂に影響を与えたであろうことは充分に考えられる。ただし、規清自身あるいは烏伝神道の関係者が、直接に本書の編纂に関与したことを示す跡は皆無なのであって、この間の事情もあくまで推測の域を出ない。

一方本書自体の記述からはおよそ次のようなことがうかがえる.

先ず、巻第三十末には『慶長勅版本』の末尾にある清原國賢の識語がそのまま写されている。この識語は、『慶長勅版本』を整版して成った『寛文九年版本』にもみえるものであって、本書が『慶長勅版本』または『寛文九年版本』を底本として編纂されたものであることを物語っている。このことは、『文字錯乱備考』が『寛文九年版本』の丁数行数によって異同箇所を示す形でまとめられていることからもうかがい知ることが出来る。

また、その後には増業自身の跋文があって、それによれば、

- ・「慶長年間」に「王孫國賢卿」が「奉」じた日本書紀の後を受けて「新雕」され、世に「流布」した本には「傳寫謬誤」「衍文錯誤」が多く、自分はそれを「嘆」じていたが、この度「古寫傳本十五種」を「得」て、これを「校訂」し「見例一巻」と共に「上木」した.
- と,編纂の経緯を述べている.

さらに、附巻『文字錯乱備考』巻首にも文政5年の増業自身の識語があって、それによれば、

- ・今世に行われている書紀の諸本には「衍文誤脱錯出復出倒寫横寫」が「甚多」かったが、 自分はたまたま「古寫本数種」を得て「正誤」を「參訂」し、これを「刻」した。
- ・「無可以為之證」のところは敢えて「改」めなかったので、「同好之人」は「善本」を 得て自分の「不逮」を「正」してほしい.
- ・寛文の版本, 寛政の備州小寺清先の校本共に「寫誤」が「頗多」く, 自分は「其異同」 を「擧」げて「參閱」に「備」えた.
- ・「後世流布本」には「字行高低」や「文字細大」「尊與命之例」の誤りが多く、「詳本」 によってこれを「訂正」した.
- と, 先に挙げた本編末尾の跋文の内容を, より詳しく述べる形で, 『文字錯乱備考』編纂 の経緯を語っている. これらは, これまで世に行われてきた書紀諸本の錯誤を積極的に訂正しようとする増業の態度をよく示しているものと言える.

また、同冊末には当時の学問所学頭である林衡(述齋)の跋文があって、増業の研覃を

讃している. 林家は羅山の『本朝神社考』以来,神道諸家の説に理解を示しており,増業の業績にも注目していたのであろうが,むしろ学頭として,小なりとはいえ一藩の主の事績に礼を尽くしたものとみるべきであって,本書の編纂について,林家あるいは学問所の関係者の積極的な関与があったとは考えにくい. ただ,江戸時代末期は官版の発行と共に,漢籍一般の近現代にまでつながる訓読法が整備され普及していった時代であり,道春点以来の学問所および林家の力もこの間には大きく影響したとみなければならず,その意味において、述齋と本書との関係も考える必要がある.

以上のように、本書の編纂の背景については、未だ不分明な点が多いのであるが、皇道の本質をあきらめようとする意図と、これまでの諸本の「誤」りを積極的に改め、新たな考えを打ち出そうとする姿勢とに支えられて、専ら増業個人の意志によって成ったものであることは確かであろう。

このような点が、本書にどのように反映しているか、特にその訓読面について『寛文九年版本』との対比を中心に、他の諸本とも比較した結果、特徴的と思われた点のいくつかを以下に挙げる.

黒羽版日本書紀の訓読上の特色

(1) 本文の異同

本書の『寛文九年版本』に対する本文の異同箇所は、いわゆる異体字や版下の書体の違いによるとみなし得る軽徴な字画の差異を除いても、実に4829に及ぶ.これは、書紀の本文自体が約13万字程であることからしても、かなり大きな数であると言える.しかも、これらの異同箇所の中には、字句単位ではなく、数行から数十行にわたって、ほとんど本文の章段全体を訂している部分もある.

例えば巻第十六の武烈天皇即位前紀では十二月の条全124字を,同元年条に移した上で,同年三月のこととしてしまっているなど,大幅な改編がみられるのである.この例の場合は,大伴金村による平群眞鳥・鮪父子の誅殺と,それに続く平群一族の滅亡事件の時間的な位置関係が変わることになってしまうが,いわゆる古本系の『図書寮本』をはじめ,現存する諸本の中には本書のような本文を持つものはみいだせないのであって,「古寫本」によって「訂」した,というよりもむしろ積極的に自らの歴史解釈を前面に打ち出した跡とみることができる.

同様な本文の改編は、18文字(1行分に相当)以上にわたる部分だけでも52箇所みられる。このように大きな本文の改編については、他の江戸時代の多くの刊本では頭注などによって「衍歟」「錯簡也」(小寺清先『校正日本紀』)などと注して疑義を差し挟みながらも、敢えて改訂することはしないものが多いが、本書は積極的に本文の方を動かしている。このような姿勢は、明治13年に刊行された。田中頼庸の『校訂日本紀』などにもみられるのであって、幕末から明治にかけて、自説をより前面に打ち出した書紀の本文校訂が行われるようになってきたことを物語っている。

またこれらとは別に、巻第三以降では別伝部分(「一云……」、「或本……」などとして『寛文九年版本』などでは二行細書する)を、「後人補入」として、訓注以外はほと

んど削除してしまっている. この点からも増業の書紀本文に対する考え方がうかがえる.

(2) 字音の表記

書紀の訓注部分にみられる字音表記については、先に杉浦・昭和62年で、本書を含む江戸時代の版本5種と、『寛文九年版本』および吉田本系の諸本のそれとを比較検討した、詳細はその際に報告したとおりであるが、敢えて概略を繰り返すと、本書には田中頼庸の『校訂日本紀』などともに、前代の諸本の表記をそのまま継承するのではなく、字書や韻書の類を参照して字音表記を統一的に改めようとした跡がうかがえることが分かった。このことは特に、撥音韻尾や入声韻尾の表記に顕著であった。

また、本書では訓注部分の「此云・・・」の訓み方が、「ココニハ・・・イフ」となっており、吉田本系の古写本や多くの版本にみられる「コレヲバ・・・イフ」とは異なっている。この点については、杉浦・平成2年で略述したが、江戸時代の書紀諸版本の訓読上の特色の総合的な比較考察の一環として稿を改めて詳述したいと考えている。

(3) 付訓状況

本書は、全巻にわたって全ての語句に省略表記無しに訓読を示しているいわゆる全付訓本である.

一般に書紀の刊本では、再出語への付訓が省略されて、同一の巻の中でも丁数が進むほど、また全体では巻次が進むほど、付訓は減少する傾向がみられるものが多い。例えば、『寛文九年版本』の巻第二・一丁裏では144文字の本文に対して自立語88語(うち語の一部のみを記した省略表記13語)、付属語46語の付訓がみられるが、同巻の三十八丁(終丁)裏では95文字の本文に対して、自立語6語(うち省略表記5語)、付属語1語のみにしか付訓がない。また巻第二十九の一丁裏では144文字の本文に対して自立語11語(うち省略表記4語)、付属語21語にしか付訓がなく、付訓の漸減傾向が顕著である。

少し時代が下ると『闇齋版』のように全編にわたってほぼ均一の密度で付訓がみられるものも出現するが、同書にも省略表記は巻第二の一丁裏で 128文字の本文に対する自立語の付訓72語中14語にみられる.

このような付訓の一部または全部の省略は、神名、人名、地名などの固有名詞や「不・日・云・即・則」などの使用頻度が比較的高い文字に著しいのであるが、これらも含めて全ての語句に省略表記無しに付訓したものとしては、管見の限りでは本書が最も早い、明治に入ってからのものでは、田中頼庸の『校訂日本紀』が全付訓の本である。同様の傾向は注釈書の類にもみられ、『書紀集解』が『寛文九年版本』とほぼ同様の付訓状況であるに対して、明治の敷田年治『標註日本紀』は全巻にわたってほぼ全付訓である。

これは、製版印刷技術の進歩による所もあるのだろうが、その一方で書紀の訓読についての研究が整備され、より詳細な訓読を求めようとする編者の態度の現れとも考えることができる.

また、写本が校本としての性格を持つ場合が多いのに対してに、版本は一般に定本として上梓されるものであって、付訓も確定した一訓のみが示される場合が多いのであるが、 『寛文九年版本』ではまれに、「沈濯(右訓:シツミス、ク、左訓:カキツ)」(巻第一・ 一書第六)のように、左傍に第二訓が示されることがある。しかもこの場合の左訓「カキツ」は他の古写本の訓からみても、また意味からしても「カツキ」の誤記であろうと思われるものである。この左右二訓は吉田本系の写本の一つである『長仰本』(國學院大學日本文化研究所所編『校本日本書紀一』昭和48年・角川書店刊による)に既にみえるものであって、『寛文九年版本』は前代の写本の誤りを正すのではなく、そのまま伝承して示そうとしていることがわかる。

これに対して本書はこのような複数訓の併記はせず、全編にわたって一訓のみを示している。先に挙げた箇所についても、「シヅミス、グ」(巻第一・十五丁表)とのみ記しているおり、これも本書の編纂態度の一端を示すものであろう。

(4) 助字の扱い

訓読法の特色を考える上で、諸本間の差異が最も端的に現れるものの一つに助字の取扱い方を挙げることができるが、以下に本書に特徴的と思われる、特に目についたいくつかの点を挙げて、他本との比較を試みた.

之:名詞に下接する「之」字を「ノ」(まれに会話文などで、いわゆる謙譲あるいはさげすみの待遇的意味を含む場合には「ガ」)と読む場合、黒羽版本では「之」字自体に「ノ」(「ガ」)と付訓する。これに対して寛文版本では「ノ」(「ガ」)は「之」字に上接する字の読み添える形で付訓されている。書紀の古写本でも「之」字は上接字に読み添える形で,仮名点、ヲコト点共に上接字に「ノ」(「ガ」)と付される。また一般に江戸時代の漢籍諸版本の訓読にあっても、「之」字は上接字に読み添える形で読まれることが多いが、このような読み添えは、時代が進むにつれて漢字本文の字面通りに読む方向に変化していく傾向がみられるのであって、書紀の諸版本でも時代が下ったものには、本書と同様に「之」字自体に付訓したものがみられるようになる。例えば『無刊記七行本』、小寺清先の『校正日本書紀』などは『寛文九年版本』と同様の読み添え式であるが、『闇齋版』、田中頼庸の『校訂日本紀』などは黒羽版と同様に「之」字自体に付訓している。

耶・歟・也:これらの字を「ヤ」または「カ」と読む場合も、「之」字と同様にその字 自体に付訓する。寛文版本をはじめ多くの書紀刊本や近世の漢籍諸刊本では、これらの字 が承接する字に読み添える場合が多いこともまた、「之」字の場合と同様である。書紀の 版本では、田中頼庸の『校訂日本紀』が本書と同様であるが、『闇齋版』は読み添え式で あり、「之」字の場合と取扱いが異なっている。

于・於・而:これらの字については、「之」字の場合のように字それ自体に付訓するのではなく、「于」「於」では下接する字(語)に「ニ」を、「而」では上接する字に「テ」をそれぞれ読み添える形で読んでいる。これは、『寛文九年版本』をはじめ他の書紀諸版本や、漢籍一般の版本でも同様である。ただし「于時」となる場合、『寛文九年版本』では両字の間に返読符(レ点)を付した上で「トキニ」と読むか、あるいはまれに「于」字に「ニ」と付訓する例があり、「于」字の独立性が強いが、本書では「于時」字の間に熟合符を付けて2字で「トキニ」としており、扱いの違いがうかがえる。

耳:「耳」字を「ノミ」と読む場合,読み添えにせず,実訓として「ノミ」と付訓している.『寛文九年版本』では,文脈によって読み添える場合と実訓にする場合があるよう

で扱いは一定しない.他の漢籍諸版本の訓読でもこの扱いは一定しないものが多いようだが、より時代が下るに伴って「耳」字を実訓とする例が多くなる傾向があるようで、本書も、より新しい時代の訓読法を反映したものとみることができる.

焉・矣:文脈によって、「ム」「ナリ」などをこれらの字が承接する語に読み添える場合がまれにある以外は、多くの場合不読とする.これは『寛文九年版本』をはじめ他の書紀諸版本と同様の扱いである.

故:いわゆる助字とは性格が異なるが、接続詞として用いられる「故」字を本書では多 くの場合「カレニ」(他に「ユヘ・ユヘニ・モト」などの例がある)と読んでいる. 『寛文 九年版本』をはじめほとんどの書紀版本や古写本では「故 | 字は「カレ | としており、 「カレニ」の形を採るものは,『寛文九年版本』では欽明紀十三年五月条の1例のみである. 「故」字は近世以降の漢籍一般の訓読では「カカルガユヘニ・ユヘニ・モト・コトサラニ・ マコトニ | などと読まれることが多く,「カレ」はより古い時代,特に平安中期頃までの 訓点資料によくみられるものであり、一種の上代語とされている.これが比較的多くみら れることから、書紀の訓読の持つ上代語的特色を示す例証の一つとして「カレ」がよく取 り上げられるところであるが、「カレニ」は、書紀諸本にも他の訓点資料にもあまり例を みない、書紀の諸写本や『寛文九年版本』では「故二|とする例が小数みられるが、これ は「ユヘニ」あるいは後述するように「コトサラニ」などと読むべきものであろう. 「カ レニ」という形は、あるいは「カレ」という訓と、この「ユヘニ」などと読む場合の「故 二」という表記とから生み出された形かとも考えられる. ただし, 本書の中でも, 全てに ついて「カレニ」となっているのではなく,「カレ」としている箇所もみられる. これは 巻次によって偏りが大きく、巻第二に集中している、巻第二では「故」字85例中「カレ」 62例,「カレニ」9例である.また,巻第二十五では「カレニ」は1例のみで,「ユヘニ」 が26例となっている.これらの問題は本書の編纂成立の過程との関わりをうかがわせるも のである. またこの他に「故」字の読み方として「コトサラニ」「コトタヘニ」がみられ るが、これについては後の語彙の項に述べる.

(5) 再読文字の扱い

近現代の訓読でも一般に再読文字として扱われる文字の他に、本書ではいわゆる使役の意を表す「使」「遣」「令」字を再読として「シテ・・・シム」のように読む例がみられる。これらの字は、英文法でいうところの間接目的語と直接目的語にあたる語が共に後に承接する場合に再読文字として扱われている。近現代の訓読では、これらの字は一般に再読とはせず、間接目的語にあたる語に「ヲシテ」を読み添えた上で、直接目的語にあたる語から単純に返読して、該当字を「シム」と読む場合が多い。しかし、近世の漢籍の訓読では、一部で再読文字として扱われることもあったようで、幕末頃の皆川淇園の『左傳助字法』(明和6年刊)などにその例がみえる。書紀の訓読でも、吉田本系の古写本や多くの版本では、再読とはしない例が多いのであるが、その場合多くは、間接目的語にあたる語に「ヲ」を読み添えた上でそこから返読して、該当字を「ツカハシテ」「マタシテ」「シテ」などと読んで使役の意を表し、直接目的語にあたるには何も読み添えないか、あるいは文意によって「シム」を読み添えており、近現代の訓読法とは扱いが異なっている。これら

の字を再読する読み方は、二重に返読するため、他の再読文字に比してより複雑な返読法となり、「一・二」点に加えて「上・下」点などの用法が整備されたことによって成立した返読法のようである。また近現代のそれのような読み方は、間接目的語にあたる語を飛び越えて返読するもので、複雑な文構造を理解した上で、より簡略な返読法との両立を図ったもののように思える。つまり、近世以降のこれらの字の扱いについては、

- a:間接目的語にあたる語に「ヲ」を読み添えた上で返読して,該当字を「ツカハシテ・マタシテ・シテ」などと読んで使役の意を表し,場合によっては直接目的語にあたる語に「シム」などを読み添える.
- b:該当字を再読文字として扱い「・・・シテ・・・シム|と読む.
- c:間接目的語にあたる語に「ヲシテ」を読み添え、直接目的語にあたる語から返読して該当字を「シム」と読む.

というような段階を経ていったのではないかと思われる。書紀の版本では、『寛文九年版本』『闇齋版』などが a の形を採っている。また c は明治にはいってからのものに初めてみえ、田中頼庸の『校訂日本紀』がこれに近い形(間接目的語にあたる語に「ヲ」を読み添える)を採っているが、近現代の返読法と同じ形は管見の限りでは、岸本宗道らによる『日本書紀』が最も早い例である。

(6) 敬語表現

書紀諸本の訓読にみられる敬語表現の特色については、杉浦・平成2年で、本書を含む江戸時代の版本20種を比較考察した。詳細はその際に報告した通りであるが、敢えて繰り返せば、本書は他の諸版本や吉田本系の古写本に較べて敬語使用が量的に極端に少ないという際だった特色を持っていることがわかった。一般に幕末から明治にかけては国学・神道学の進歩発展と尊皇思想の隆盛から、皇祖諸神や歴代の天皇、皇族に対する崇敬の念がより篤くなり、書紀の訓読にあっても敬語の使用が増加する傾向がみられる中で、これはむしろ奇異な感のある特色であるが、本書の内部からみると、全編にわたって統一的に整備された訓読を目指そうとした編者の意図によって、結果的に敬語使用が量的に少なくなったものと考えることができる。

(7) 語彙

本書の訓読にみられる語彙上の特色は、非常に多岐にわたるのであるが、その中でも、 単語として他の諸本の訓読にはあまり例のみられないものをいくつか取り上げて以下に考 察を試みた.

我・吾(ワレ・アレ):本書では、「吾」字を「ア」または「アレ」、「我」字を「ワ」 または「ワレ」と読んで混同することがない。管見の限りでは、書紀の古写本、版本共に このような読み分けをしているものはなく、際だった特色と言える。

上代の文献資料に於ける「吾・我」字の用法と訓読については、『万葉集』を中心に多くの先学のご研究があるが、日本書紀については未だ充分に解明されていないのが現状である。また、「ア・アレ・ワ・ワレ」についても、いわゆる人称代名詞の通時的、共時的考察の中で、多く取り上げられてきているが、そのこと「吾・我」両字との関係も、未だ

不分明な点が多い.もともと「吾」字は音符「五」とことばを発する意の「口」との形声 で、発話主体の意から出て、単に主体としての主観的な自己を表するものとされているの に対し、「我 | 字は鋸状の刃先を持つ戈の形からの象形で、対人関係の中に於ける、自他 の認識の上に立った自己を表す意が強いとされている. また「ア・アレ」と「ワ・ワレ」 の差異については、平安時代以降、前者は「アガ」という形以外あまり用いられなくなっ たことや、上代にあっては「ワ」は一人称の再帰代名詞性格があって、「ア」と使い分け られていたのではないか、などが言われている。特に『万葉集』の用例から、例えば、 「アガ」「ワガ」の形で連体修飾語として用いられる場合、被修飾語となる語には差異があ り、前者には後者に較べてより個人的な関係にあるような人物や事物が承接する傾向がみ られること、「恋ふ」という動詞の主格にはほとんど「ア・アレ」のみが用いられること などが明らかにされている。しかしこのような意味用法上の差異と正訓字としての「吾し 「我」字の訓法とは必ずしも明確には対応しておらず、諸家の訓み方の一致しない場合も あるようである、本書で「吾=ア・アレ」「我=ワ・ワレ」という対応が明確にみられる ことが、何らかの典拠によるものか、編者増業の個人的な考えに基づくものかという点は、 にわかには判断し難いが、増業が一定の見識をもってこの訓読にあたっていたことは明ら かである. ただ, この問題の解決には, 書紀の本文全体にわたっての「吾」「我」両字の 用法の検討と、古写本も含めた他の諸本の訓読にみられる「ア・アレー「ワ・ワレ」の意 味用法の分析、また他の人称代名詞との関係の考察などと共に、さらにこれらの点につい ての他の文献資料との比較検討が不可欠である.そのための準備も若干試みたが,本稿の 意図するところを大きく逸脱する恐れもあり、別稿を期したいと考えている.

鈎・鉤(ツリバリ):巻第二・海宮遊行章で彦火火出見尊(山幸彦)が失った「鈎」の 訓として現れる.古写本も含めて他の諸本のほとんどがこれを「チ」とするが,これは書 紀本文の同章一書第三の末尾に「踉跨鈎此云須須能美膩」「癡騃鈎此云于樓該膩」(本文は 『寛文九年版本』による.)という訓注があって,「鈎」字を「チ」(「ヂ」)と読むべき ことが明らかなためであろう.この訓注にもかかわらず「ツリバリ」とする本書は異色と いえる. (ただし、本書でもこの訓注に関わる「踉跨鉤」「癡騃鉤」はそれぞれ「スズノミ チ」「ウルケチ」としている.)「ツリバリ」という語自体は「鐖」字の訓として『類聚名 義抄』(観智院本・天理図書館善本叢書34『觀智院本類聚名義抄・僧』昭和51年・八木書 店刊による),「鉤」「鐖」字の訓として『色葉字類抄』(黒川本・中田祝夫, 峰岸明著 『色葉字類抄研究並びに総合索引』昭和52年・風間書房刊による)などにもみえるもので あるが、上代文献には確例はみいだせない、これを「鈎」「鉤」字の訓として採用したの はおそらく『古事記』の訓読によるものではないかと思われる. 『古事記』諸本の中では、 同一説話の部分で本居宣長の『古事記傳』『訂正古訓古事記』が「鉤」字を「ツリバリ」 としている、おそらくこの類を典拠として訓を決定したものであろう、ただし、『古事記』 諸本にあっても宣長以前のものは写本・版本とも「チ」とする.また以後のものでも,田 中頼庸の『校訂古事記』は「チ」としている. これらは逆に、先に挙げた書紀本文の訓注 が影響を与えているとも考えられる.

各(カタミ):「それぞれに」という意の副詞として用いられる「各」字を「カタミ」と読む例が本書にはみられる. 古写本・版本共に多くが「オノオノ」(まれに「オノモオ

ノモ」)と読む、ただし、本書に於いても全て「カタミ」とするのではなく、「オノオノ」(表記は「ヲノ~」)と混用されており、巻第一を例とすると、「各」字7例中「カタミ」 3例、「オノオノ」 4 例となっている、「カタミ」は「偏身・片身」から出た語とされ、「カタミニ」の形で副詞として用いられて、「それぞれに」のほか「互いに」の意を含んで、平安時代以降の主に和文資料に多くみられる語であり、上代に確例はない、「オノオノ」はもっぱら「それぞれに」の意で用いられており、上代では「オノモオノモ」の形が『宣命』にみえる。このような中で「カタミ」を訓として採用したのは、先の「鈎」の例と同様に、宣長などによる『古事記』の訓読の影響が考えられる。宣長は『古事記傳』の中で「各」字の訓について「各は師の加多美邇と訓れたる宣し、互になり、」(巻第十七・四丁表)としており、この類から本書の「カタミ」の訓が決定されたのではないだろうか、ただ、先の宣長の言説は「互いに」の意で用いられた「各」字についてのものであり、「それぞれに」の意で用いられている箇所については『古事記傳』『訂正古訓古事記』ともに「オノオノ」(表記は「オノ~」)として両語を使い分けている。しかし本書に於ける「カタミ」の例には、

伊奘諾尊(中略)斬軻遇突智為三段此各化成神(……コレカタミカミトナル)巻第 一・四神出生章一書第八

のように、むしろ「それぞれに」「一つ一つが」の意と取るべき所にもみられる。また「カタミニ」ではなく「カタミ」としている点とも併せて、本書の編者増業が語義を充分に認識していたかどうか疑問の残る所である。「ニ」を伴わない「カタミ」の形で副詞として用いられた例は、管見の限りでは他書にはみいだし得ない。

春女(ウスヅキメ):巻第二・天孫降臨章本伝で,天稚彦の喪を弔う雀を「春女」としているが,管見の限り諸本とも「ツキメ」としており,本書のような「ウスヅキメ」の例はみられない。『古事記』では同説話の部分の本文は「碓女」となっていて,諸本ともこれを「ウスメ」と読んでおり,「ウスヅキメ」という訓には,これの影響を考えることができる。また「春」字を「ウスヅク」(或いは「ウスツク」)と読むことは,漢籍の訓読では古くから例があって,『色葉字類抄』(前掲)にもみえ,また江戸時代の俳諧作品などにも用いられた例がある。従ってこのような他の文献の例を基に『寛文九年版本』などにみえる訓を改めたものとも考えられる。

洟(ハナダリ):巻第一・寶鏡開始章一書第二にみえる例である.諸本では,ことごとく「ヨダリ(あるいはヨタリ)」としており,これは現代の諸本でも同様である.この部分は6文字前にある「唾」字と対句を成しており,諸本は「唾」字を「ツバキ(ツハキ)」,「洟」字を「ヨダリ」とする.これに対し本書は「唾」字を「ヨダリ」,「洟」字を「ハナダリ」とする.このような読み方は他の諸本に類例をみない.「洟」字は「涕洟」などと用いられて,「鼻水」の意であって,「ハナタリ」の訓は『類聚名義抄』(鎮国守国神社本・尾崎光知解説『鎮国守国神社蔵三寶類聚名義抄』昭和61年・勉誠社刊による)にもみえる.従って漢字自体からすれば,諸本の読み方に疑問を差し挟む余地はあった訳で,先行諸本の訓をそのまま受け継ぐのではなく,一字一字について丹念に自分なりの検討を重ねた上で訓を決定して行った,編者増業の周到な態度がうかがえる部分と言える.

故(コトサラニ・コトタヘニ): 先に助字の項で取り上げた接続詞として用いられてい

る「故|字を「コトサラニ」と読んだ例が2箇所,「コトタヘニ」と読んだ例が4箇所み いだされる. これらは、「カレ」が「そこで」「従って」ほどの意であるのに対して、「特 に | 「わざと | というような意を含むとされ、書紀の訓読でも「カレ | や「ユヘ | とは使 い分けられているようである.「コトサラニ」の例は、雄略紀四年条と天武紀十三年条で あり、『寛文九年版本』では前者は無訓、後者は「故二」であるが、前者については『図 書寮本』で同箇所に「コトタヘニ」の訓がみられ、後者は『兼右本』で同箇所に「コトサ ラに」の訓がみられる. 従って本書の例も「古冩本數種」に依ったとする編纂方針からみ て、何らかの典拠に基づいて決定された訓であると思われる.「コトタヘニ」の4例の内 2 例は允恭紀四年条にみられる. このうちの前者は『寛文九年版本』も「コトタヘニ」と している. この部分のこの訓は『北野本』に既にみえる. 後者は『寛文九年版本』では 「故二」であるが、これは前例との位置関係から推して「コトタへ二」と読むべき例とみ ることもできる. 架蔵の『吉田梵舜手校本』では, 前者には左傍に「コトサラニ」, 後者 では右傍に「コトタヘニ」、左傍に「コトサラニ」と注している、従って本書のこの2例 も先行の諸本を典拠したものと考えられるが、残る神代巻の2例(巻第一・天地開闢章本 伝行及び巻第二・天孫降臨章―書第五)については管見の限りでは諸本には「コトタヘニ| と読み得る確例はない. (後者については『丹鶴本』が「故二」とするが、同本には「故」 字を「コトタヘニ」とした例はなく確定し難い.)従って,この2例については,文意か ら判断した編者増業の考えに基づいて訓が決定されたことも或いは考えられる.

笠蓑(ミノカサ):巻第一・寶鏡開始章一書第三に2例みえる。漢字の字面の通りに読めば「カサミノ」であって、諸本ともにこの形を採っており、本書の読み方は特異である。一般に、このような2字の漢語名詞と対応するする和語とで順序が逆になるもの(例えば「東西」=「にしひがし」、「昼夜」=「よるひる」など)が多いことはよく言われているが、このことからすれば、本書は本文の漢字の字面に関わらず、意を取って敢えて和語風の訓を付けた、ということになる。同様の例は「風雨(アメカゼ)」(同章同段及び巻第二・海宮遊行章一書第三など)、「風濤(ナミカゼ)」(巻第二・海宮遊行章一書第二)、「風波(ナミカゼ)」(巻第十七繼體紀二十三年条など)などいくつか指摘できる。これらについては、書紀諸本の中でも最も和文的な訓読のみられる『假名神代巻』にあっても「かさみの」「かせあめ」などと原本文の字面通りに読んでおり、本書にみられるような和語風の読み方の典拠が先行の書紀諸本にあったとは考えにくい。原本文の字面にこだわらず、熟語としての意を優先させて訓を付けたものとみなし、編者増業の態度の一端を示すものとしておきたい。

まとめ

目に付いた点のみを恣意的に取り上げ、甚だ散漫な報告に終始した感が強い.ここに挙げた点以外にも問題にすべき所は多く、また個々の例についても全体をくまなく考察すべきであったが、『黒羽版日本書紀』の有する特色と、そこにみられる編者大関増業の意図の一端は、ある程度明らかになったと思う.それは、およそ次のような三点にまとめることができる.

- ・本文の校訂などの面で、自説を前面に出し、先行諸本の本文を積極的に改編した.
- ・返読法などの面において、当時整備されつつあった、漢籍のより新しい訓読法の影響が うかがえる。
- ・語彙などの面で、先行諸本の訓を受け継ぐのみでなく、『古事記』をはじめ他書の訓読を参照して決定されたと思われる点がみられる。

このように、本書は書紀全編にわたって精細な考察を積み重ねることによって成ったものであり、それが藩主とはいえ一地方人の手によって成されたことは、驚嘆に値すべきことであると同時に、当時の書紀研究の意識の高さと奥行きの深さを改めて感じさせるものである.

本書のみならず、当時のものとして多くの書紀の校訂本文や注釈書、手校本の類が残されている。それらには本書と同様に先行諸本に疑問を投げかけ、積極的に本文の校訂や訓の決定に自説を打ち出した跡が多くみられる。

日本書紀は、これまでともすれば「上代文献」としてのみ扱われ、訓読の面でも、多く残存する(と思われる)「上代語」にのみ目が向けられ、これらの諸本が注目されることはあまりなかったように思われる。しかし、中世の日本書紀研究の足跡が、諸写本やいわゆる「抄物」についての諸研究の進展などによって明らかにされ、その言語史料としての価値も再認識されつつある現在、これら江戸時代から明治初期にかけての諸本についても、書紀の受容、特に内容の解釈のみならず、それに基づく訓読の変遷という観点から改めて見直してみる必要があると思う。

(付記:本稿を草するにあたり、栃木県教育委員会県史編纂室担当の皆様、同県黒羽町教育委員会および同町役場観光課の皆様に、貴重な史料の閲覧に特段のご配慮をいただくと共に、多くのご教示をいただいた.ここに銘記して改めて深謝申し上げる次第である.)

〈比較の対象とした諸本〉

古写本

- ・図書寮本……『秘籍大鑑日本書紀』大正15年・大阪毎日新聞社刊による
- ・北野本……『北野本日本書紀』昭和16年・貴重図書複製会刊による
- ・兼右本……『天理図書館善本叢書和書の部第54・55・56巻日本書紀兼右本一・二・三』 昭和58年・八木書店刊による

版本

- · 寛文九年版本…寛文 9 年初版本
- ·校正日本書紀…小寺清先『校正日本書紀』寛政5年刊
- ・闇齋版………『下御靈社版』延享2年刊及び『梨木改正版』(無刊記)及び『山崎嘉 政正版』(無刊記)
- ・無刊記七行本…(編者・刊行年等不明, 江戸末期)
- ·仮名神代巻……『仮名神代巻』享保 4 年刊
- ·丹鶴本……丹鶴叢書本『日本書紀』大正13年・民友社版

その他

- ・吉田梵舜手校本……『寛文九年版本』に書き入れ・寛政7年本奥書
- · 『書紀集解』……河村秀根·天明5年刊
- ・『日本紀標注』……敷田年治・明治24年刊
- · 『日本書紀全』……岸本宗道他・明治25年刊(活字本)
- ・『日本書紀通釈』…飯田武郷・明治44年刊(活字本)

〈参考文献〉

- ・黒板勝美 『日本書紀古本輯影』大正12年・日本書紀撰進千二百年記念会
- ・山田孝雄 『漢文の訓読によりて伝へられたる語法』昭和10年・宝文館
- ・太田晶二郎「上代に於ける日本書紀講究」史学会編『本邦史学論叢上巻』昭和14年・冨山房 所収
- ・中村 光 「中世に於ける日本書紀の研究」同前書所収
- ・小林健三 「近世に於ける日本書紀の研究」同前書下巻所収
- ・山田孝雄 『國語の中に於ける漢語の研究』昭和15年・宝文館
- ・神田喜一郎『日本書紀古訓攷證』昭和24年・養徳社
- ・小林芳規 「漢文訓読史上の一問題-再読字の成立について-」『國語學』16輯・昭和29年
- ・丸山二郎 『日本書紀の研究』昭和30年・吉川弘文館
- ・村岡典嗣 『神道史-日本思想史研究 I 』昭和31年・創文社
- ・県教育史編纂会『栃木県教育史・第一巻』昭和32年・栃木教育連合会
- ・築島 裕 『平安時代の漢文訓讀語につきての研究』昭和38年・東京大学出版会
- ・小林芳規 『平安鎌倉時代に於ける漢籍訓讀の國語史的研究』昭和42年・東京大学出版会
- ・白藤禮幸 「日本書紀の文末助辞について」五味英智先生還暦記念『上代文学論叢』昭和43 年・桜楓社所収
- ・鶴 久 「万葉集における正訓字の訓法」 吾・我について 」福岡女子大学『文芸と思想』第33号・昭和45年
- ・林 勉 「岩崎本日本書紀におけるいわゆる再読文字の訓読について」『論集上代文学第三 冊』昭和47年・笠間書院所収
- ・林 勉 「岩崎本日本書紀訓点にみられる副詞・接続詞・助詞・助動詞の類の訓読について」『論集上代文学第四冊』昭和48年・笠間書院所収
- ・芳賀 登 『幕末国学の研究』昭和55年・教育出版センター
- ・村上雅孝 「近世の漢文訓読における一問題-萩生徂来の訓読の世界-」『國語學』第123 輯 ・昭和55年
- ・県史編纂委員会『栃木県史・通史編五・近世二』昭和59年・きょうせい
- ・杉浦克己 「朱筆書き入れ本寛文九年板日本書紀について」東京都立第五商業高等学校『研修』第24号・昭和59年
- ・杉浦克己 「江戸時代の日本書紀訓読についての一考察-神代巻の字音点-」昭和61年度東京都高等学校職員継続研修報告書(未公表)・昭和62年

- ・杉浦克己 「江戸時代の日本書紀訓読についてー神代巻の敬語表現を中心としてー」『訓点語 と訓点資料』第85輯・平成2年
- ・齋藤文俊 「近世文語文における助動詞 「ン」-漢文訓読文中の用法の変遷-」東京大学国 語国文学会『國語と國文學』第68巻第2号・平成3年

(平成3年11月29日受理)